

厚岸町条例第24号

厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月1日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例（昭和45年厚岸町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条の表牧柵の項中「延長195,500メートル」を削り、同表看視舎I型の項中「7棟」を「4棟」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

牧場における放牧、採草及び舎飼いの期間は、次のとおりとする。ただし、町長は、牧草の草生の状況により、放牧及び採草の期間を変更することができる。

- (1) 放牧 毎年5月22日から10月10日までの間
- (2) 採草 毎年6月16日から9月22日までの間
- (3) 舎飼い 通年

第8条第1項の表を次のように改める。

区分	種類	単位	料金の額
使用料	放牧	1頭1日当たり	291.5円
	舎飼	1頭1日当たり	632.5円
手数料	人工授精牛捕獲	1頭当たり	2,200円
	受精卵移植牛捕獲	1回当たり	3,300円
	購買等捕獲	1回当たり	550円

第8条第2項中「66円」を「75.9円」に、「22円」を「25.3円」に改める。

## 附 則

この条例は、令和3年11月1日から施行する。ただし、第4条の表の改正規定は、公布の日から施行する。